

令和3年10月28日

郡山市環境部

環境政策課

担当：伊坂 透



ターゲット 11.7

TEL：924-2731

## 郡山市東山霊園一般墓所使用者を募集します

今回から、パソコンやスマホでも申し込みができるようになります

SDGs ターゲット 11.7 「人々に安全で包摂的かつ利用が安易な公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」

郡山市東山霊園一般墓所の使用者を募集します。

今回の募集より、従来の窓口、郵送での申し込みに加え、パソコンやスマホ、タブレットからも申し込みができるようになります。

- 1 対象者 埋蔵されていない焼骨を持ち、同一世帯で既に東山霊園墓所の使用許可を受けている方がいない市民の方（1年以上の住民登録が必要）
- 2 募集期間 11月8日(月)から11月24日(水)（土・日・祝日を除く）
- 3 申し込み方法
  - (1)窓口(東山霊園管理事務所または環境政策課)
  - (2)郵送(東山霊園管理事務所のみ)
  - (3)かんたん電子申請（パソコン、スマホ、タブレット）
 ※応募多数の場合は、抽選となります。

#### 4 募集区画

墓所面積	3.0㎡		4.5㎡	
	自由	規制	自由	規制
新規造成	12	0	7	0
返還墓所	0	2	2	19
金額(円) ※使用料・永代管理料の合計	188,980		282,960	

※広報こおりやま11月号に掲載後、土地の状況により区画数を変更しております。

詳細については、別紙 令和3年度郡山市東山霊園一般墓所使用者募集要項をご覧ください。

## 令和3年度郡山市東山霊園一般墓所使用者募集要項

- 1 目 的 一般墓所の使用者を募集する。
- 2 応募の対象者
  - ・郡山市民に1年以上の住民登録をしている方
  - ・埋蔵されていない焼骨をお持ちの方
  - ・同一世帯内で東山霊園一般墓所及び合葬墓の使用許可を受けていない方
- 3 周知方法 広報こおりやま11月号、郡山市ウェブサイト
- 4 募集対象墓所

総区画数	42区画
新規造成	19区画
返還墓所(未使用)	9区画
返還墓所(既使用)	14区画

内訳は別紙、募集区画一覧表のとおり
- 5 金 額

3.0㎡	¥188,980円
4.5㎡	¥282,960円

※使用料・永代管理料の合計 規制・自由とも同額
- 6 募集期間 令和3年11月8日(月)から11月24日(水)まで  
(土・日・祝日を除く)  
※11月24日(水)は午後4時まで
- 7 申し込み方法
  - (1) 窓口へ持参
    - ① 東山霊園管理事務所  
〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地  
電話(024-955-2107)
    - ② 郡山市役所 環境政策課  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
電話(024-924-2731)
  - (2) 郵 送  
〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ5番地  
東山霊園管理事務所 ※11月24日(水)必着
  - (3) かんたん電子申請  
パソコン・スマホ・タブレットより申請ができます。  
下記URLにアクセスしていただくかQRコードを読み込んでいただくと、かんたん電子申請画面に移動します。  
項目の入力後、送信してください。  
受付メールが届きますので、ご確認ください。 ※11月24日(水)午後4時まで

URL <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202100343>

かんたん電子申請 QR コード



- 8 申し込みに必要な書類(窓口へ持参、郵送の場合)  
郡山市東山霊園一般墓所使用申込書(郡山市ウェブサイトからダウンロードまたは窓口配布)  
※希望する墓所を記載のこと  
※受け付けた方には受付票を発行します。

## 9 決定

- ・応募要件をすべて満たしたうえで、希望の区画に他の応募者がいない場合には決定となります。
- ・区画に対して応募が複数ある場合は、抽選により決定します。

## 10 抽選について

### (1) 抽選方法 抽選機による

※本人が参加できず事前に委任状が提出されている場合は、職員が代わって行います。

委任状は、郡山市ウェブサイトからダウンロードまたは窓口で配布します。

提出先は、東山霊園管理事務所または環境政策課（抽選日前に窓口提出）

### (2) 抽選日時 令和3年11月26日（金）午前9時30分～

### (3) 抽選会場 東山霊園管理事務所

### (4) 該当者への通知等

- ・抽選となる方には、11月25日（木）までに電話で連絡します。

## 11 決定した場合

・使用墓所が決定となった方には、使用許可申請書を郵送いたしますので、下記書類を添付のうえ、東山霊園管理事務所まで提出してください。窓口提出のみとなります。

### (1) 住民票（原本） 1部

- ・本籍地の記載があるもの
- ・3か月以内に交付されたもの

### (2) 火葬許可証（原本） 1部 （コピーを取って、原本をお返しします。）

### (3) 火葬許可証で、申込者と遺骨の続柄が確認できない場合は、申込者と遺骨の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本）

・使用許可申請書等の提出期日 令和3年12月21日（火）

・書類の確認ができ次第、「使用料・永代管理料の納付書」を郵送しますので、指定金融機関で納付してください

※期日までに使用許可申請書の提出及び使用料等の納付が確認できない場合は、応募を無効とします。

## 12 使用許可書

使用料・永代管理料の納付確認がされた方に、使用許可書を順次郵送により交付します。

## 13 その他

- ・返還墓所は、諸事情により市へ返還された墓所です。新たに造成した墓地ではありませんが、市へ返還された際に現状に復しております。
- ・墓地の使用許可を受けた場合は、関係法令、条例及び規則、その他管理事務所長が定める管理上の決まりや指示にしたがい、責任をもって管理してください。
- ・決定後の墓所の交換は認めておりません。必ず現地をご確認ください。
- ・使用許可書の発送までに、1か月程度かかる場合もあります。